

KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 41 | July 2018



ケルビンチアヤンゴンは 1995 年よりミャンマーで活動しており、現在、ヤンゴン及びマンダレイにオフィスを開設しています。ケルビンチアヤンゴンは、急速に変化するミャンマーのビジネス分野での法律や規制に豊富な経験と高い専門性を有しており、ミャンマーにおいてアドバイスを求める方々に選ばれる法律事務所となっています。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |
Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road |
Botahtaung Township | Yangon,
Myanmar

Pyi Gyi Tagon Room, 1st Floor, Noble
Mingalar Hotel | Corner of 73rd Street
and Ngu Shwe War Street | Chan Mya
Thar Zi Township | Mandalay,
Myanmar

csg@kcyangon.com

www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

商業省が外資及び合弁会社に対して営業が許可された小売、卸売業の商品一覧と小売、卸売業登録に必要な詳細な要件を發布する

商業省 (the Ministry of Commerce) は、小売、卸売業を営む外資企業及び合弁企業により流通が認められる 24 の販売品目と、小売、卸売業者の登録に必要な詳細な要件一覧を發布しました。

商業省は、2018 年 5 月 9 日に通知 25/2018 (以下、「通知 25」と言います) を發布し、通知 25 により、100%外資会社や合弁会社も、小売業者、卸売業者として登録することにより、商業活動を行うことができるようになりました。近時、商業省は、小売業及び卸売業の登録要件の詳細を新たに發布し、100%外資会社や合弁会社が小売、卸売業として取り扱うことができる優先品目群が公表されました。

外資及び合弁企業により取引が認められた商品

通知 25 は、100%内資会社と同様に、100%外資会社及び、内国・外国投資家による合弁企業にも、一部の取引が禁じられた商品を除き、あらゆる商品の小売及び卸売における取引ができるようになることと公表しましたが、今回、商業省は 100%外資会社及び合弁企業が取引を行うことのできる 24 の一般販売品目を公表しました。

No	商品品目
1	消費財 (衣類、時計、化粧品を含む)
2	食料品 (以下を含む)
	農水産品 (別途禁止されているものを除く)
	海産品
	畜産品
	即席食品
	ノンアルコール飲料
	国内産のアルコール飲料

No	商品品目
3	日用品（皿、コップを含む）
4	台所用品
5	医薬品、医療用品
6	動物用の飼料・薬品
7	文房具
8	家具
9	スポーツ用品
10	通信用品（携帯電話、カメラなど含む）
11	建築資材・建築工具
12	電子機器
13	電気製品

14	製造業向けの化学薬品
15	種子・農業用の肥料・用具
16	農機
17	各種機械と関連部品
18	自転車
19	バイクと関連部品
20	自動車及び機械の部品、交換用部品
21	玩具
22	装飾用品（花・植物含む）
23	土産物・手工芸品
24	美術工芸品・楽器および関連部品（アンティークは除く）

資本金要件明確化

通知 25 は、100%外資会社及び合弁会社の小売業及び卸売業を行う際の最低資本金要件を以下のように規定しましたが、今回、商業省はさらに、小売業、卸売業の登録のための詳細な要件や手続きにおける資本投入の時期を明確化しました。

新たに登記される100%外資会社及び合弁会社は、小売業、卸売業の登録をする前か、登録の申請から30日以内に、必要最低資本金額の50%の出資を実行する必要があります。そして、残りの資本投入においては、少なくとも30%は小売、卸売業の営業開始から2年が経過するまで、残りの20%は営業開始から3年が経過するまでに資本を投入する必要があります。

	小売業	卸売業
100% 外資会社	\$3,000,000	\$5,000,000
合弁会社	\$700,000	\$2,000,000

小売業、卸売業を営みたい既存の100%外資会社及び合弁会社は、小売業、卸売業の登録をする前か、登録の申請から30日以内に、少なくとも必要最低資本金額の20%の出資を実行する必要があります。そして、残りの資本投入においては、少なくとも必要最低資本の30%は小売、卸売業開始から1年が経過するまで、更に30%は営業開始から2年が経過するまで、最後の20%は営業開始から3年が経過するまでに資本を投入する必要があります。

農業用肥料や病院器具、殺虫剤、建築資材や種子等、従前から取引が許可されている品目の取引を行なっている既存の100%外資会社及び合弁会社は、営業開始から登録30日前までになされた資本投資に関する証拠を提出する必要があります。また、現状の資本額が通知25で規定されている最低資本金額を下回っている場合、登録日から5年の間、当該外資会社及び合弁会社は、最低資本金要件を充足すべく、追加資金の送金を行うことが認められています。

商業省は、さらに最低資本金要件が充足されたことの証明として、送金証明を商業省に提出しなければならないと規定しています。提出を怠った場合、商業省が警告通知を出すことになり、もし2回目の警告通知後にもかかわらず定められた期間内に最低資本金を送金しなかった場合、商業省は商品の輸入に必要な輸出者、輸入者としての登録と当該会社による商品の輸入を停止することになります。

登録場所

商業省は、100%外資会社及び合弁会社が卸売または小売業の登録を行う場所をネピドー（Nay Pyi Taw）とし、100%内資会社が卸売または小売業の登録を行う場所をネピドー（Nay Pyi Taw）、ヤンゴン（Yangon）、マンダレー（Mandalay）としました。

最低床面積の計算

通知 25 は、小売業を営みたい 100%外資会社及び合弁会社に対し、最低床面積を 929 m²と規定しています。そして、商業省は今回、この最低床面積の規定は、小売業を営むことが見込まれるそれぞれの場所において適用され、床面積計算において建物内の倉庫エリアや事務所エリアは最低床面積の計算に含まれる一方で、建物外の駐車場エリア、事務所及び倉庫エリアは床面積の計算に含まれないと明確化しました。

登録の有効性及び登録料

小売または卸売業の登録は、登録証の発行日から 5 年間有効です。登録会社は、登録失効日の 2 か月前までに、次の 5 年間の事業計画を添えて登録延長の申請をする必要があります。小売、卸売業の登録をするために商業省に支払う登録料は、50,000 チャット (kyat) です。



Cheah Swee Gim
Director
Kelvin Chia Yangon |
Senior Partner
Kelvin Chia Partnership
csg@kcyangon.com



Pedro Jose F. Bernardo
Principal Foreign Attorney
Kelvin Chia Yangon |
Partner
Kelvin Chia Partnership
pedro.bernardo@kcpartnership.com